

会 議 録

内容承認	公開・非 公開の別	<開催日>平成30年9月20日(木)	<傍聴人数> 1名
的場委員長			
承認	公開	<時 間>13:30~15:00 <場 所>新館4階 第2委員会室	<傍聴室> 新館4階 第2委員会室

<名称> 第4回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）

<出席者>

自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席

的 場	江 藤	岸 田	松 山	吉 田	宮 路	藤 本	沖 藤	植 山	西 田	野 路	神 谷	稲 富
○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	■	○	○

事務局 企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、中井担当長、前田担当員

<議題>

- ・開会
- ・第3期推進委員会建議内容に対する各課の取組状況について
- ・条例改正の検証
- ・その他
- ・閉会

【会議内容】

●第3期推進委員会建議内容に対する各課の取組状況について

事務局から、資料1及び資料2に基づき説明。

●主な質疑や意見

<委員>

避難行動要支援者名簿について、11月に同意届を送付しているということか。

<事務局>

毎年11月頃に対象となる人を抽出して、その中で過去に同意届を送付していない人に送付を行っている。

<委員>

1度「同意しない」と回答した人に対しては、翌年再送付するのか。

<事務局>

同意しない旨の回答があった人については再送付していないが、あらためて本人の希望で同意する旨の届を提出することは可能。

<委員>

災害時になると、不同意の人の分であっても名簿情報が提供されるとのことだが、先日の台風時には関係者に提供されたのか。

〈事務局〉

今回の台風時には提供されていないと思う。

〈委員〉

名簿情報の提供を受けている側の立場として、同意者が半分以上ということに驚いた。

先日の台風災害時、名簿情報提供同意者について、ある地区の民生委員・児童委員は、その地区の同意者全員の安否確認を行っており、また別の地区では、地区福祉委員会で安否確認を行ったと聞く。今回、名簿の活用ができたと思う。

同意者以外の人たちについて、返信なしの人が多すぎると思う。また、視覚障害者に点訳されたものが送付されているのかということも気になった。今回のような災害を受けて、返信のない人や同意をしないという人に対して丁寧に対応していただく必要があるのではないかと感じた。

社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを開設して、9月7日から現在まで活動しているが、名簿に載っていない人や普段のつながりがない人などが社会福祉協議会へ相談に来ている状況である。普段から地域とつながりのある人は、地域の中で困りごとを解決できるけれども、地域で解決できず社会福祉協議会に相談に来る人は、町会や自治会に入っていなかったり、避難行動要支援者であるが名簿情報の提供不同意者だったりするのかではないかと考えながら活動しているところである。

また、危機管理に関して、自治基本条例の前文に盛り込むのか、本則に盛り込むのかということについて、前文に入れてしまうと紛れてしまう感じがするので、横出しをして本則で謳うほうがいいと感じた。

〈委員〉

危機管理に関して自治基本条例の前文に書かれているとのことだが、何も知らずに前文を読んだとき、どこに災害について書かれているのかわからないと思う。行政側の災害に対する姿勢というものを明確に表してほしい。

今回の台風で1番困ったのは停電で、給排水がポンプアップ式のところは、水道も止まる状況だった。市からの情報提供もなく、なぜ停電したのか、復旧がいつ頃になるのかなどがまったくわからない状況で、どこから情報を得たらいいのかと困った。

私の地区では、在宅酸素療法を行っている人がいたので、その人の安否確認を行った。その人の場合は、外出用の携帯酸素ボンベを用意しておられたので、酸素吸入ができなくなるというようなことはなかった。その人は要介護認定を受けているが、要介護3以上ではないので、避難行動要支援者としては登録されていないかもしれない人である。

自治基本条例を策定した頃は、今回のように市内全域に被害が出るような災害はなかったと思う。今後はさまざまな災害が考えられ、昔と今とでは状況が違ってくると思うので、再考したほうがいいのではないかと感じた。

〈事務局〉

市も電力会社から電力供給を受けている立場なので、停電については市役所で対応できるものではない。市も関西電力株式会社に対して、情報を求める立場にある。停電の情報を把握しているのは電力会社だったので、市からはなかなか情報提供できないという状況であった。

要介護3以上でない人については、基準からははずれてくる形にはなるが、周りの人たちがその人の状況を把握されているのであれば、避難行動要支援者名簿への登録を勧める等の声かけなども今後は必要になってくるのではないかと考える。

〈委員長〉

避難行動要支援者名簿については、直接的に本委員会に関わることではないが、まさに自助、共助、公助といったものをどう機能させていくかという根本的な話につながってくると思う。

返信なしの人については、実際に災害が起こったときに自身を守るためにどうするのか、どういう意思をもっているのかという意思表示をしておらず、なかなか難しい問題である。返信のない人たちに対して、引き続き対応していき、そういう人を減らしていくことは、おそらく自治基本条例の趣旨からは重要なポイントになってくるのではないかと思う。

危機管理に関しては、しっかりとわかる形で自治基本条例に盛り込みたいという意見があったが、今の日本の現状で、災害というものをどうとらえるかがポイントとなると思う。これまでの議論でもあったとおり、例えば環境問題や福祉の問題などの個別分野については自治基本条例では扱っていないということと、一方で、それでも災害というものが特別であると市民の方々が思われるのであれば、多少趣旨が重複していようが全体の構成が美しくなろうが、盛り込むというのも、現代社会の状況を反映しており、ひとつの方法ではあると思う。しかし、やはり、市民の方々がどうされたいかということになってくるだろう。

追加の方法として、市民の責務に加えてしまうと、バランスがよくないと思う。市民の責務に盛り込むのであれば、他の関係者の責務についても同様に盛り込まなければいけない。危機管理について新たな条項を追加する方法は、比較的好いのではないかと思う。

〈委員〉

危機管理に関し、実際には、計画等に基づいて動いているので、自治基本条例に盛り込んでも盛り込まなくても、基本的な体制は変わらないということを前回の委員会で確認したかと思う。そのうえで、市民の方がどうしても災害対策について盛り込みたいと考えるか否か、市民の選択にかかるのではないかというような議論を前回の委員会で行った。

条文を設けたほうがいいのかという意見が出てきているが、現在の危機管理体制は、何に基づいているのか再度確認したい。

〈事務局〉

基本的には、災害対策基本法に基づいて地域防災計画を立て、その計画に基づいた体制になっており、条例等で規定されているものではない。

〈委員〉

自治基本条例に条文化するのであれば、「別に条例で定める」などの書きぶりをする事で整合性を欠かないようにできるかと思ったが、条例でなく計画となると、その手法は難しくなってくる。

〈委員長〉

基本的には自治基本条例の前文又は本則に、危機管理について盛り込むという方向性でよろしいか。

〈委員〉

まず、危機管理に関して、基本的には、災害対策基本法に基づいて自治体が対応するという事で、計画が立てられていると認識していたが、個別条例で危機管理について細かく定めている自治体が存在するのか。

今回、台風の暴風被害が大きく、自治基本条例に盛り込みたいという気持ちはわかるが、ここは自治基本条例全体を考える場であり、自治というものについても考える場だと思う。仮に危機管理や災害のことを考える場合に、この条例の中での、自治としての危機管理や災害対応のことを追加するのであれば、条文化すべきだと思う。自治のための条例だという前提があり、そうやって作られてきたものだとして認識しているので、そのあたりを押さえたうえで、条文化していかないと、今後条例の見直しの時期が来たときに、なぜ改正したのかということが議論されることが想定されるため、慎重に考えていく必要がある。どうしたら自治的に、地域の防災関係者やボランティアの方たちと災害に対してどうしていくのか、そのあとの復興をどうしていくのかを内実化していく取組がなかなか市民には受け止められていない状況があるので、こういう声が出てくるのだと思う。市民の中に自治能力が培われていれば、そうはならないと思うが、自治基本条例の中身や趣旨を内実化していくために、市民も行政もどうしていくべきかを考えていくことが必要になってくるのではないかと、本委員会を経て感じている。

建議書に危機管理に関することはきちんと明記すべきだと思うが、条文化することは急ぐべきではないのではないかと。市民の自治をどう高めていくかを考えながら議論を進めていったほうがいいのではないかと。

〈委員長〉

防災に関する条例について、基礎自治体レベルで制定しているという情報はあるか。

〈事務局〉

今その情報はないが、個別条例というよりも自治基本条例で定め、それに基づいて計画を定め、結局のところ計画に基づいて行動するという印象を、前回調査している中で受けた。

〈委員長〉

インターネットで調べてみたところ、都道府県や政令市、特別区では、防災対策推進条例、防災対策基本条例という個別条例を策定しているところがあるが、基礎自治体レベルでは見当たらないようだ。

先ほどの意見は重要なポイントであり、自治基本条例というものを考えると、自治としての災害対応、危機管理を考えていくというのが本委員会が必要になるということだと思う。それを踏まえたうえで、条文として規定するのもひとつの手法である。

基礎自治体では個別条例化が進んでいないように思うが、この状況を鑑みると、おそらく、ひどい経験をしてきた自治体にとっては、個別条例について具体的に考えていくというのもひとつの方法だろう。自治基本条例に条文化するか否か、最終決定がどうなるにせよ、これまで議論にかなりの時間を割いてきたということもあるので、どのような議論があったかを建議書として残しておきたい。

〈委員〉

今後起こり得る大規模災害で甚大な被害を受けたとき、市がしっかりと対応できるのかという不安がある。

「議員の責務」というのが自治基本条例にあり、それに基づいて議会基本条例が制定され、議会の運営等が整備された。そういう例があるように、危機管理について自治基本条例に規定された場合、防災・災害に対する体制等は変わるのか。条文化されるか否かで違いはあるのか。変わらないのであれば、条文化は慎重になったほうがいいと思う。

〈事務局〉

危機管理に関する事項をなんらかの形で規定をすれば、岸和田市の危機管理に関する条例が作られて、災害時にしっかりと対応ができるのかどうかということについて、今は明確にお答えできない。災害対応については、危機管理事象が発生する都度、我々も反省しながら改善していかなければならないし、努力は続けていかなければならないという前提がある。仮に規定が作られなければ我々も変わらないのかということそうではないので、危機管理に関する条例があってもなくても市民の皆様の安全と災害対策をしっかりとやっていかなければならない。災害対策基本法や現在運用している地域防災計画に基づきしっかりと対応していくことが大事であるということが我々の責務として感じている。

併せて、本条例は自治に関する基本条例なので、「市民も行政も議会も、危機管理に関わらず、それぞれの立場の中でしっかりと自立的なまちに向けて取り組んでいこう」ということを謳うべきものだと思っている。事務局としても、今回の台風で痛感したのは、自助、共助の大切さ、また、日頃の備えを怠らないようにすべきだとあらためて考えさせられ、結果としてはこの条例を浸透させて、市民の皆様と一緒に運用していかなければならないと感じた。

〈委員〉

自治基本条例に危機管理のことを細かく規定するのはとても難しいと思う。また、危機管理について規定がなければ、防災・災害対応がおろそかにされるというわけではないし、自治基本条例に細かいことを規定しなくてもいいのではないかな。

普段から関係機関が連携していなければ、どんなに立派なものを自治基本条例に規定したとしても、実際に災害が起きたときの対応は難しい。市や社会福祉協議会、地域の福祉部会などが、

何か起こったときに慌てるのではなく、普段からしっかりと連携し、対応していかなければならないと思う。

今後も想定外の災害等が起こるかもしれないので、特に高齢者は不安に思っている。避難行動要支援者名簿について、返信をしていない人も、何かあったときは助けてほしいと思っている人も多いだろう。要支援者側も責任をもって、同意届を返信すべきと思う。

〈委員長〉

市の防災に関することを具体的に、実質的に変えていこうと思ったら、自治基本条例というよりも、より具体的な形で個別条例化なりを考えたほうが皆さんのご意思に沿うと思う。

自治基本条例の本質は、あくまで自治であり、根本的な岸和田市の地域の運営のあり方を宣言しているものなので、福祉や災害などの細かい分野について規定がなくとも、対応しないといけない。それを実際に自分たちで考えてやっていくというのが自治であって、そういったものを踏まえて動いていくというのが本質なので、そういった意味では、自治基本条例にあえて規定しなくても「やるべきものについてはやる」というのが、ふつうの考え方である。それを踏まえて、それでも危機管理について象徴的に規定するというのもひとつの手法だということをこれまで議論してきた。

自治基本条例という岸和田市の自治のあり方自体を議論してきた中で、やはり災害というのは特別なものとして議論されていて、そのさらなる充実を図るべきという意見もあり、将来的には災害対策に関する個別条例を作っていくことも踏まえて検討されたいという内容で今までの議論を建議書でまとめるというのもひとつの手法だと思う。

〈委員〉

我々が今回の災害で感じているのは、平常時のつながりがある人は、地域のつながりで困りごとが解決できており、社会福祉協議会まで相談があがってこないということ。自治基本条例にはすでにお互いに助け合うことは盛り込まれており、ここを強化することで、災害時の困りごともある程度は解決できると思う。それとはまた別で、危機管理というものがあるのではないかとと思うが、社会福祉協議会の立場としては、平常時のつながりが災害時に生きてくるという考え方をもっているので、どちらかという危機管理よりは平常時のつながりや助け合いを下位計画でもっと充実させていってほしいと思う。

〈委員長〉

やはり基本的には、常につながりがあって、常に自分たちでやっていくという意味、あるいは協力していくという意味があって、そういったものを宣言していくのが自治基本条例であるということを見ると、今回は特に条文化はせずに建議書にしっかりとこういう議論が出た旨を明らかにするということに対応するということがいがか。

〈委員一同〉

了承。

●条例改正の検証

事務局から資料3に基づき説明。

●主な質疑や意見

〈委員長〉

パブリックコメントを実施した場合、どれくらいコメントがあるのか。

〈事務局〉

事案にもよるが、数件程度で、0件の場合もある。

〈委員長〉

パブリックコメントも市民サイドが意見を述べるいい機会である。コメントが少ない状況も改善していくべきだと思う。

●住民投票条例について

事務局から資料4に基づき説明。

●主な質疑や意見

〈副委員長〉

自治基本条例の定義では、市民とは、市内に在住、在勤、在学・・・など、国籍要件がついていないわけではないし、日本人と同じ3か月住んでいれば、住民に関する重大事項については住民投票権があってもいいのではないかなと思う。

〈委員〉

日本人と同じ条件でいいと思う。法律や立法に関することではなくて、住民に関することなので、住民であればかまわないのではないかな。大きな拘束力が生じるものでもないし、広く意見を聴くという意味でもいいのではないかな。

もうひとつの理由として、これまでであれば他市に何年も住んでいて、そのあと岸和田市に3か月住んでおれば投票権を得られていたが、住民投票条例改正後に、他市で何年も住んでいたのに、岸和田市に引っ越してきてからさらに何年も在住しなければならないとなると、今の住民投票条例で投票権を得られるはずの人が改正によって得られなくなってしまい、不利益改正になってしまう。そういう面では、「本市に3か月」という条件でも特に具体的な問題は起こらないのではないかな。

〈委員長〉

今の状況を改悪するというのもおかしいし、住民ということを考えて市内に住んでいる期間で、日本人と同じような形で対応するというのはすっきりすると思う。

〈委員〉

私は他市から岸和田市に転居してきた。自治体それぞれ、文化等がまったく異なるので、外国人というレベルではなく人として考えれば、みんな同じ「本市に3か月」という条件でもいいのではないか。

〈委員長〉

事務局の提案をもとに、定住外国人（特別永住者及び永住者を除く。）の要件については「本市に3か月」と考えることでよろしいか。

〈委員一同〉

了承。

●その他

〈委員〉

会議録について、次回の委員会の案内時に併せて前回の会議録を送付していただきたい。また、開催案内をホームページに掲載するときにも、これまでの議論の内容が市民の方の目に触れやすい形になるように工夫していただきたい。

〈事務局〉

改善する。

●次回の開催日程

平成31年1月17日（木）13：30～15：30